

史料紹介

能見御家御由緒覚(抄)

芦刈 耕一郎

一 はじめに

この史料は、後藤重巳先生所有の「能見御家御由緒覚并御家中知行取其外由緒覚」(表紙とも二十一葉)を提供していただき、その史料の「能見御家御由緒覚」の一部分を翻刻した小史料です。

この史料は、嘉永三年に筆者され、孫写本の為に文中の文字が間違っていると思われる箇所や不明な箇所や虫食い等で判読困難な箇所も多くありますが、原文のママとしました。

この史料の内容については、能見松平五代藩主の重忠に世継ぎが無かった為に、徳川幕府に大將軍の秀忠の命により松本藩主小笠原秀政の四男重直(生母は家康の嫡子信康の娘福姫)が婿養子として家督相続してから、摂津国三田、豊前国竜王、豊後国高田へ移封した経緯等が記載されています。

また、重直の嫡子英親の時代に豊後国木付三万二千石へ転封し、杵築藩能見松平の初代藩主として英親・二代重栄・三代重休・四代親純・五代親盈までが記載されています。

二 史料

東照宮御嫡男

徳川参河守源信康公(竹千代丸 二郎三郎)

(後世 岡崎三郎と云)

御母公 関口刑部太輔親永女 号西光院殿 永禄元年二月 遠州於

濱松御誕生 御八才二而 尾張の織田右大臣信長公御息女ヲ以御婚

礼御入興 元亀元年 参州岡崎御城御讓 御十六才ニテ遠州二俣御

合戦 御初陣 其節 金の唐人笠御馬印被進 於所々御武功有之

天正七年九月十五日 倭人為大賀氏御生害 号□□□ 騰雲院殿

御寺 三州大樹寺 奥様 早速 濱松御城江御引取 尤 御息女

御両方共御同道 此御両方 小笠原家本多家へ御方付□御上京油小

路御屋敷建被進 御住居 此間御附人 丹後守重忠公より御附被成

従公儀濃州岩倉三千石被進 寛永十三年丑五月十日 御逝去 御年

七十八

号見星院殿 御寺 京紫野大徳寺内 惣見院

丹後守重忠公(稚名 次郎太 傳三郎) 従五位下

御母公織田信長公 元亀□(元)年 三州岡崎於御城内御誕生 御

七才之節 天正七年九月有故 酒井左衛門尉忠次 松平次郎右衛門

相談二而 深奉隠 重勝如末子二而 御養育 其後御十二才 酒井忠次同道二而 大御所様へ御目見有之□ 上意滅人之上 秀忠江仕可申と也 以後 御十四才の時被召出 秀忠公御側ニ被召仕 従大御所様 御脇差備前長光御拝領 御知行五千石被下 岡崎三郎様御初陣より御供被成候 唐人笠御馬印御拝領被成 大坂冬御陣之節伏見城に被差置 夏御陣又候 伏見御城ニ御殘被成候 御願被仰上

右御病中 奥様御願被成 御出府 御介抱被成候 市正様上山御固被成御座候 丹後守様ニ□□□ 自分之御居屋敷無御座 松平出雲守様 鷹匠町之御中屋敷御借り 御一生被成御座候 奥様八戸田三郎右衛門忠政御息女 御家督後 摂州三田江御所替 寛永六丑年八月廿八日 於三田御逝去

桐林院殿 寛永三寅年七月十一日

長□(昌)院殿 御寺 同所正覚寺

御寺 後二御孫市正重頼(英親)公御代 武州江戸傳通院江御尊骸御引被成候

上意二大坂江御供申働有之より伏見城相守候儀 御太慶被思召候間伏見城可相守旨被仰付 御殘被成之由 落城之上 而御所様御上洛御馬被献候二付 二条より被召 伏見より出京 右之御使被仰付候而 御勤 大御所様 御他界之後ニ 元和六年 遠州横須賀城四万石御拝領 御奏者番被仰付 寛永元年 家光公上意有之小笠原兵部大輔秀政之四男長門と申を御養子被仰付 依之直ニ御引取 則市正と改 重直と伯父甥 御存相登 同年 羽州上山城所替 御入国之節 諸大名より為御祝儀武具被進 御所替二付 上山ハ悪所有之候得共 久敷ハ被差置間敷候 暫之内 相越候而 奥州之押 鳥居左京亮 申合相勤候様上意有之 日光山ニ御宮建 初而 將軍様御社參之節 御供御太刀之□ニ而 御拝殿供奉 同二年 上山城内奥向より出火 城中不殘焼失 此時御家傳書物系図等焼失 尤 御家之御紋葵ニ而 上を憚 分銅ニ御直 葵崩と云 同三年 御上洛ニ付 御城内蓮池御門固被仰付 御上京御留守之内 御病氣被付七月十一日御逝去 依之 御番所相伺候処 上意 丹後守儀 御節目有之 御心易故ニ候得者 御帰城迄 家来共御番相勤可申旨被仰付 (此節番頭 平井太兵衛) (牧弥五左衛門 相勤) 御尊骸上山奉納

丹後守重直公

初小笠原長門直之後市正と改 慶長六巳(丑カ)年 下総国古河ニ而御誕生 御母公 岡崎三郎信康公御息女 寛永元年家光將軍御下知 松平丹後守重忠公御養子被仰付 上山江引越 養父重忠公御息女ヲ以 御婚禮有之 御父御病死後ニ京都二条御城江被為召 直ニ出京之処 家督三万石被仰付 御法式有之候得共 家筋被思召 格別之儀ヲ以 右之通被仰付 摂州三田江 所替被仰付 直ニ三田江入部可仕旨被仰付 依之 御母公様奥方様家中 三田江御引取被成 其後 江戸鷹匠町御屋敷者 御借り物故 浅草観音寺内ニ竹中采女殿屋敷拂二付 是を御買取 御普請被仰付候処ニ 公儀より堀田筑

前守屋敷近所ニ候得者 寺内退候様 御内意有之 御普請相止 其後 浅草巷丁目御屋敷御調被成 御居屋敷ニ被成 江戸御城大奥御普請之節 御手傳被仰付 金巻万両御拝借御願被仰上(但 此御金

当分貳千両 御上納 其餘 御手付ニ不申処) 重忠公御代 (当分二千両 上納可致左候得者 六千両ハ御捨被下候由ニ而 御

上納相済) 寛永九年 豊州高田江所替被仰付 是ハ小笠原右近大夫様 豊前小倉へ所替被仰付 九州之要と被思召 長崎御用被仰付候

故 御兄弟方一所ニ被差置 御相談御相手之儀有之 中津者信濃守様 杵築ハ老岐守様 高田者此方様 御一所被仰付候 同十一年

大猷院様御上洛ニ付 京都江御供 丹波口御固被仰付 御下宿者ウズ政ニ御座候 同十二年諸大名奥方様 江戸御城下御引取被成候ニ

付御参府故 御同道被遊候 此時 子細有之 江戸江 急ニ早打ヲ以被仰上 奥方様故之事也 高田御城内御台所より出火 御城内不

残焼失之 時 御願被仰上 御普請之内 御領内竜王ニ御移被遊出来之上 高田江御移被遊 寛永十四年十月より肥前嶋原切支丹出

来ニ付 江戸御詰 故 早速 御暇被仰出 道中陸地御下り(此時重忠(直力)公) (御年三十七) 二月二日ニ嶋原へ御着被成候二月廿二日 嶋原落城

此時松平右衛門佐様より御人数御借被成候 御物頭兩組足輕五拾人被遣 落城の上 御目付石谷十蔵殿へ 右衛門佐様御借人数 一番

乗之趣被仰達 於江戸言上ニ付 其後 七千石御加増都合三万七千石被為成 御引取之節 小倉へ御立寄 各對場御評定

相済 夫より御引取被遊

御旗九本(赤地七曜)

(御紋付) 御馬印金唐人笠 御家中番差物

(赤地七曜) 前立物金之七曜 鉄砲二百挺(内持筒)

(御級) (五千挺) 弓式拾張

長柄五拾本 御人数九拾一騎 内(七拾式人 本騎) 惣人

数千三百餘人 (拾九人 仕立騎)

当御代 御紋三階菱七曜御用ひ 豊前宇佐八幡宮 是迄御社領

無御座候ニ付 御願被仰上 従公儀永代千石奉納之 御朱印御寄

附 御手前より七百石御奉納 同十九年 於江府御逝去 午十一月

廿八日

惠照院殿 御寺 濃州大仙寺 禪宗

奥方様 寛永十四巳年四月三日 於江戸御逝去 御寺 浅草

海禪寺

三 おわりに

本史料の末葉には、

右 老冊 田村文左衛門殿より借求メ 写之

寛政十三年酉正月 金子氏

嘉永三年戊四月二十七日 再写之

竹中万蔵

(朱印) (朱印)

写筆の年月と写筆者の名が明記されています。

本史料と同伴する史料に「松平家御景譜」があります。この系譜の表紙には「主 竹中常貞(花押)」との署名があり、末葉の表紙には

右 松平家御景譜 田村文左衛門政雄 蔵書

寛政十三年酉正月 金子八郎 借請 写之

文化十三年丙子七月 大原政昂 写之

天保十四卯年五月 平井太兵衛 写之

嘉永三戊四月二十二日 竹中万蔵 写之 猥二不許他見

(朱印) (朱印)

との系譜の写筆経緯が記されていますが、右の両書に登場する田村

氏・金子氏・大原氏・平井氏・竹中氏等については、今後の課題としたいと思います。

本稿は頭初の重忠の部分のみを抄出したものです。

最後に本史料の翻刻にあたって、ご指導いただいた後藤重巳先生に重ねてお礼申し上げます。

